

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的役割分担 ・後期高齢者医療広域連合: 被保険者の資格管理や資格確認書の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村: 各種届出の受付や資格確認書等の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収 刈谷市の後期高齢者医療制度関係業務において、特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 1 被保険者の資格管理 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ・資格確認書又は特定疾病療養受療証の交付・再交付・返還受理に関する事務 2 保険料の管理 ・保険料の徴収、賦課管理及び還付口座の確認に関する事務 3 医療費の給付管理 ・医療給付の申請及び届出の受付に関する事務
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム「窓口端末」) 3 番号連携システム 4 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル、期割情報ファイル、年金異動情報ファイル、宛名情報ファイル、税・所得情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法別表85の項
--------	-----------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉健康部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号: 0566-62-1207
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号:0566-62-1207
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	刈谷市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者は、離席時のログアウトを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長寿保険部国保年金課	福祉健康部国保年金課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 近藤 浩	国保年金課長 黒岩 浩幸	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	部署:長寿保険部国保年金課 所在地:刈谷市東陽町1丁目1番地 電話番号:0566-62-1207	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1207	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	部署:長寿保険部国保年金課 所在地:刈谷市東陽町1丁目1番地 電話番号:0566-62-1207	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1207	事後	
平成31年4月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条及び別表第一の第59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一 第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条及び別表第一の第59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一 第46条	事後	
平成31年4月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年4月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報照会の根拠 82の項 ・別表第二における情報提供の根拠 83の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 黒岩 浩幸	国保年金課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年4月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報照会の根拠 82の項 ・別表第二における情報提供の根拠 83の項	1 番号法第19条第8号及び別表第二 (1)別表第二における情報照会の根拠 82の項 (2)別表第二における情報提供の根拠 83の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 43条の2の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的役割分担 ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や被保険者証等の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収 刈谷市の後期高齢者医療制度関係業務において、特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 1 被保険者の資格管理 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務 2 保険料の管理 ・保険料の徴収、賦課管理に関する事務 3 医療費の給付管理 ・医療給付の申請及び届出の受付に関する事務	後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的役割分担 ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や被保険者証等の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収 刈谷市の後期高齢者医療制度関係業務において、特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 1 被保険者の資格管理 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務 2 保険料の管理 ・保険料の徴収、賦課管理及び還付口座の確認に関する事務 3 医療費の給付管理 ・医療給付の申請及び届出の受付に関する事務	事前	
令和5年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム「窓口端末」）	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム「窓口端末」） 3 統合番号連携システム 4 中間サーバー	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	被保険者証	資格確認書	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム「窓口端末」） 3 統合番号連携システム 4 中間サーバー	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム「窓口端末」） 3 番号連携システム 4 中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条及び別表第一の第59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令（平成26年内閣府・総務省令第5号）別表第一 第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表85の項	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第二（1）別表第二における情報照会の根拠82の項 （2）別表第二における情報提供の根拠83の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠43条の2の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的役割分担 ・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や資格確認書の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村:各種届出の受付や資格確認書等の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収 刈谷市の後期高齢者医療制度関係業務において、特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 1 被保険者の資格管理 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ・資格確認書、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務 2 保険料の管理 ・保険料の徴収、賦課管理及び還付口座の確認に関する事務 3 医療費の給付管理 ・医療給付の申請及び届出の受付に関する事務	後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的役割分担 ・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や資格確認書の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村:各種届出の受付や資格確認書等の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収 刈谷市の後期高齢者医療制度関係業務において、特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 1 被保険者の資格管理 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ・資格確認書又は特定疾病療養受療証の交付・再交付・返還受理に関する事務 2 保険料の管理 ・保険料の徴収、賦課管理及び還付口座の確認に関する事務 3 医療費の給付管理 ・医療給付の申請及び届出の受付に関する事務	事前	
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表85の項	番号法別表85の項	事後	